

# 相談センターニュース

## 1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



今回は、相続放棄に関する相談だね。伯父（数年前に死亡）の相続人であった父が相続の承認も放棄もせずに亡くなったため、父の相続人である相談者が伯父の債権者から借金の支払いを請求されたみたい。たしか、相続放棄ができる期間は3箇月だったから、支払うしかないのかなあ・・・。

Q 私の伯父は、数年前、多額の借金を抱えたまま亡くなりました。私の父以外の伯父の相続人は裁判所に対して相続放棄の申述をしていたようですが、父は、伯父の相続人となったことを知らなかったため、その申述をしませんでした。そしてそのまま昨年亡くなってしまいました。先月、伯父の債権者が、私に対して借金の請求をしてくれました。私はその請求により初めて伯父の相続人となっていることを知りました。私は伯父の借金を支払いたくはないし、そもそも伯父のものを相続する意思などありません。知人から相続放棄という手続があることを聞きましたが、私はその手続をすることはできますか？

A 相談者は、伯父の債権者から請求を受けてから3箇月以内であれば、裁判所に対して相続放棄の申述をすることができます。

### <解説>

1 この事例のように、甲が死亡し、その相続人である乙が甲からの相続について承認又は放棄をしないで死亡し、丙が乙の相続人となるような相続が発生していることを「再転相続」といいます。

### 2 相続放棄をすることができる期間の起算について

相続の放棄は、3箇月以内に裁判所に対して申述しなければなりません。この期間内に申述しなければ、この事例のように借金の請求を受けた場合には支払いを拒否することができなくなってしまいます。

民法では、この3箇月の期間（この期間を「熟慮期間」といいます。）を、「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」から起算するとしています。

### 3 最高裁判所の判断について

この熟慮期間の起算点について令和1年8月9日、最高裁判所の判断が明確に示されました。再転相続については、「その者の相続人が自己のために相続の開始があったことを知った時」とは、相続の承認又は放棄をしないで死亡した者の相続人が、当該死亡した者からの相続により、当該死亡した者が承認又は放棄をしなかった相続における相続人としての地位を、自己が承継した事実を知った時をいうものと解すべきである。」と判示しました。

この事例では、甲が「伯父」、乙が「父」、丙が「相談者」となるね！「3箇月」は必ずしも亡くなった時から数えるわけではないということに注意！



この事例では、「父」が「伯父」の相続の承認又は放棄をしないで死亡し、「相談者」が「伯父」の相続人としての地位を承継したことを知ったのは、「相談者」が「伯父」の債権者から請求を受けた時ですから、この時点が熟慮期間の起算点となります。したがって、この時から3箇月以内に裁判所に対して相続放棄の申述をしなければなりません。

#### 4 まとめ

この判示により、今後、再転相続の場合について、裁判所に対する相続放棄の申述を行い易くなったといえます。ほとんど交流のなかった親戚の借金の請求を受けたときは、まず落ち着いて相続関係を調べたうえで、再転相続に該当しているような場合には、裁判所に対する相続放棄の申述を検討してみるとよいでしょう。

なお、この事例では問題になりませんでした。が、相続人が複数いる場合には、相続人がそれぞれ自己のために相続の開始があったことを知った時から各別に起算されると解されていますので、相続人が複数いる場合の各相続人の熟慮期間の起算点については、個別に考えることになります。

再転相続の場合には、この判例のほかにも難しい問題がたくさんありますので、司法書士にご相談ください。

3箇月はあっという間だから、お早めに相談を！



相続といえば司法書士！

## 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
- .....など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時
- ※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
  - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎週（火・金）14時～17時
  - 〈浜松会場〉 浜松市福祉交流センター…毎週（木）14時～17時
  - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
  - 〈下田会場〉 下田商工会議所 …毎月第3（金）13時～16時
  - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
  - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

10月から静岡会場の面談相談日が変わります。